

伊丹市立文化会館（いたみホール）ネーミングライツ・パートナー募集要項

1. 目的

伊丹市では、伊丹市立文化会館（以下、「いたみホール」という。）のネーミングライツ（命名権）を民間事業者等に付与することで PPP（公民連携）を推進し、市民サービスと対象事業の魅力の向上を図るとともに、市の新たな財源を確保することを目的に、当該事業におけるネーミングライツ・パートナーを募集します。

2. 対象施設

施設名	伊丹市立文化会館（いたみホール）
所在地	伊丹市宮ノ前1丁目1番3号
施設概要	別添「施設概要」を参照

3. 募集条件

(1) 予定価格

225 万円以上（消費税及び地方消費税を除く）

※予定価格を下回る額を提示していただいても構いませんが、予定価格に対して 75%未満の応募は失格とさせていただきます。

(2) 契約期間

3 年以上

(3) 愛称に係る条件

例：「○○○○いたみホール」など

① ○○○部分に愛称として企業名又は商品名、ブランド名などを付与することができ、施設に標示することができます。但し、「いたみホール」の名称は企業名等のあとに必ず使用するものとします。

②伊丹市広告掲載要綱（平成27年12月制定）、伊丹市広告掲載基準（平成27年12月制定）を遵守するものとします。

※当該施設の所在地は、伊丹郷町地区に該当するため、「伊丹郷町地区における屋外広告物掲出に関する要綱（平成20年9月制定）」についても遵守するものとします。

③愛称には、都道府県及び本市以外の市区町村名を使用できません。

④契約締結後の愛称変更は、原則できません。但し、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、本市の同意を得た場合は、この限りではありません。

(4) 標示に係る条件

①企業名、商品名を含む日本語及び英語アルファベットに限ります。

（企業ロゴやマークの使用、フォント、色、大きさ等を指定した提案が可能）

②企業ロゴやマークについては、当該申込みをしたネーミングライツ・パートナー企業が権利を有する登録商標であることが前提となります。

③業務上やむを得ない事由が生じた場合、施設等に標示している愛称の一時撤去等を行う場合があります。

④当該施設に愛称を標示する場合は、優先交渉権者となった団体と別途協議するものとします。(別紙1の標示箇所イメージを参照)

ただし、当該施設の屋外(外壁)に愛称を標示する場合の標示面積は、壁面面積の1/10以下とします。

⑤提案いただいた施設の愛称名標示のデザインの詳細については、「6. 審査方法・審査基準」に定める審査委員会において決定します。

また、必要に応じて、デザインの再提案を求めますが、提案価格の変更は行いません。

<参考>不適切なロゴ等デザイン提案の例

・一般的に企業名、商品名とも理解され得ず、施設の名称に冠するには不適切なもの(意味不明の記号や判読できないマークの羅列、ドクロマークなど)

(5) 命名及び愛称表示に係る費用負担

①ネーミングライツ・パートナーの負担

ネーミングライツ事業に伴う対象施設等に冠した看板等の新設・変更に伴う費用及び契約期間終了又は契約解除に伴う原状回復費用については、パートナーの負担とします。

②市の負担

パートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に市が作成する印刷物や市ホームページ等における対象施設等の名称表示の変更については、市の負担とします。

(6) 愛称使用開始時期

平成29年10月1日(予定)

(7) 愛称の普及周知

広報紙や市HP等にて愛称の市民周知に努めます。

4. 応募資格

応募資格を有する者は、伊丹市ネーミングライツ実施要綱第9条に該当しない法人とします。

5. 応募手続き

(1) 応募受付期間

平成29年4月15日(土)から平成29年5月15日(月)まで

※郵送の場合は期限内必着、持参の場合は上記期間内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

の午前9時00分から午後5時45分までの間に下記の申込先まで

(2) 応募方法

以下の必要書類について、それぞれ正本1部及び副本1部(正本は原本、副本は複写可)を書面で提出してください。

【必要書類】

①ネーミングライツ・パートナー申込書(様式1) ※要押印

②誓約書(様式2) ※要押印

- ③印鑑証明書
- ④登記事項証明書（商業登記簿謄本など）
- ⑤会社概要及び直近3年の決算報告（様式任意）
- ⑥直近3年の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の各納税証明書

【留意事項】

- ①市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- ②応募受付期間を過ぎた提出、提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めません。
- ③提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合、その申請は無効とします。
- ④本市が必要と認める場合、追加の書類提出を求める場合があります。
- ⑤申請に関する費用は、すべて提出者の負担とします。
- ⑥提出された書類は返却しません。
- ⑦提出書類については、市は優先交渉権者の選定についてのみ使用することとしますが、選定後に申請結果の公表のため必要となる場合は内容を公表します。
また、伊丹市公文書公開条例に基づき、開示することがあります。
※ただし、開示により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
※なお、本件における優先交渉権者選定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の公開とします。

(3) 現地内覧会

平成29年4月26日（水） ※時間帯は電話申込後に調整します

壁面標示箇所等の内覧を希望する場合は、市経営企画課まで事前に電話申込みください。ただし大ホール等の貸館スペースについては、予約状況により内覧できないことがあります。なお、エントランスロビー等の共用スペースについては、上記以外の日程でも休館日(火曜日)以外は自由に内覧いただけます。

現地内覧会申込期間 4月17日（月）～4月21日（金） 9：00～17：30

市経営企画課 Tel：072-784-8027

(4) 質問及び回答

①質問の資格者

本要項中の「4. 応募資格」に規定する資格を満たす者とします。

②質問の方法

「質問書」（様式3）により質問の要旨を簡潔にまとめ、持参するかメールにて下記の問い合わせ先に送付してください。

なお、電話・窓口での質問は受け付けません。

③受付期間

平成29年4月15日（土）から平成29年5月1日（月）午後5時45分まで

※持参の場合は上記期間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時00分
から午後5時45分までの間に下記の問い合わせ先まで

④回答

平成29年5月9日（火）までに回答を送付するとともに、情報共有化のため、
市HPにて回答を掲載します。また、回答書は、本要項と一体のものとして、要項
と同等の効力を有するものとします。

なお、やむを得ない事情により回答が遅れる場合はその旨を通知します。

6. 審査方法・審査基準

伊丹市が組織する審査委員会において、応募された価格、契約期間、地域貢献等、適格性
及び愛称案を総合的に判断して優先交渉権者を決定します。

なお、応募が1社であっても、審査委員会において市のネーミングライツ・パートナーと
してふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者とするか決定します。

※審査基準については、「伊丹市立文化会館（いたみホール）ネーミングライツ・パートナー審査基準」
参照

7. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、募集対象施設の応募者に文書で通知します。また、決定されたネーミングラ
イツ・パートナーについては伊丹市の広報媒体を通じて公表します。

8. 申込先・問い合わせ先

担当：伊丹市財政基盤部財政企画室経営企画課（担当：^{おけがわ}桶川・^{いつぎ}伊次）

住所：〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

電話：072-784-8027（直通） F A X：072-784-8029

E-mail：g031500@city.itami.lg.jp

以 上